

記者発表 令和4年12月26日(月)15時00分～	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
総務部 人事課 (電話059-229-3106)	人事担当参事(兼)人事課長 松田 孝行

## 久居総合支所地域振興課会計年度任用職員による 酒気帯び運転に係る懲戒処分等について

このことについて、久居総合支所地域振興課会計年度任用職員による酒気帯び運転に係る事案に関し、地方公務員法の規定等に基づき、令和4年12月26日付けで下記のとおり懲戒処分等を行いました。

### 記

#### 1 事案の概要等

久居総合支所地域振興課 会計年度任用職員(67歳)は、令和4年12月12日(月)午前11時51分ごろ市内のコンビニエンスストアの駐車場から私用車を運転し始めたところ、津南警察署久居駅交番前の警察官に停止を命じられ、同交番に連行された後、呼気の検査を受けたところ、アルコール濃度が0.15mg/l以上であったことから、酒気帯び運転に係る違反行為の告知を受けたものであります。

当該職員は、勤務時間内に職場を離れ、同日午前10時20分ごろに私用車で同店を訪れ、缶チューハイ1本を購入し、車中で飲酒した後、そのまま私用車を運転して勤務に戻り、同日午前11時40分ごろ再び職場を離れ、私用車で同店を訪れ、缶チューハイ1本を購入し、車中で飲酒した後、そのまま私用車を運転し始めた際に上記の告知を受けたものです。

また、当該職員は、同月9日(金)に勤務を早退後、帰宅途中に同店に立ち寄り、缶チューハイ1本を購入し、車中で飲酒した後、私用車を運転して帰宅したことについても認めています。

#### 2 処分の内容等

被処分者	処分内容
久居総合支所地域振興課 会計年度任用職員 (67歳)	停職3月5日(6月相当) (地方公務員法第29条 第1項第各号の規定による)

※ 処分は6月相当ですが、任用期間が令和5年3月31日までであるため、任用期間満了までの停職期間としたものです。

(管理監督責任)

被処分者	処分内容
久居総合支所榊原自然の森温泉保養館再整備担当 参事(兼)産業振興担当参事・環境担当参事・地域振興 課産業振興担当副参事・環境担当副参事（59歳）	戒告 （地方公務員法第29条 第1項第1号及び第2号 の規定による）
久居総合支所地域振興課環境担当主幹（49歳）	
久居総合支所長（60歳）	市長から文書による嚴重訓告
久居総合支所副総合支所長（59歳）	